

厚岸町規則第12号

厚岸町定数外職員取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町定数外職員取扱規則の一部を改正する規則

厚岸町定数外職員取扱規則（平成23年厚岸町規則第30号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「前項の規定にかかわらず」の次に「、当該それぞれの年度において、当初任用となった年度から起算した継続勤務年数（非常勤職員としての継続勤務年数を含む。以下この項において同じ。）により」を加え、同項の表中「年数」を「当初任用となった年度から起算した継続勤務年数」に改め、同条第3項中「前2項」の次に「及び第44条第1項」を加える。

第44条第1項第7号中「年数」を「当初任用となった年度から起算した継続勤務年数（臨時職員としての継続勤務年数を含む。以下この項において同じ。）」に改め、同条の表中「年数」を「当初任用となった年度から起算した継続勤務年数」に改め、同条第2項中「前項」の次に「並びに第29条第1項及び第2項」を加える。

別表第2主事の項の次に次の1項を加える。

簡易郵便局員	門静簡易郵便局	—	800円
--------	---------	---	------

別表第2補助員の項中「児童クラブ指導職員補助」を「放課後児童支援員補助」に改め、同表作業員の項中

町営牧場作業（軽）	10,760円以内	1,346円以内
町営牧場作業（重）	13,640円以内	1,706円以内

を「

町営牧場作業	13,640円以内	1,706円以内
--------	-----------	----------

」に改め、同表助手の

項中「児童クラブ指導職員助手」を「放課後児童支援員助手」に改める。

別表第3中

児童厚生員	児童館	117,900円以内
児童クラブ指導職員	児童館	117,900円以内
子育て相談員補助員	子育て支援センター	117,900円以内

を「

児童厚生員	児童館	127,000円以内
放課後児童支援員	児童館	127,000円以内
子育て相談員補助員	子育て支援センター	127,000円以内

」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。